

令和9年度 果実供給力強化支援事業（案）

1 事業目的

果樹農業振興計画（目標R12年度）に基づき、温州みかん産地強化、儲かる愛媛ブランド産地強化、集出荷貯蔵施設の整備、気象災害復興等を推進し、果実供給力の強化を図る。

2 事業主体（事業実施主体） 市町（JA、集出荷及び加工事業者等） 【一部は県実施】

3 事業内容

（1）温州みかん産地強化支援

①樹勢回復・収量増加支援

樹勢回復のための土づくりや用水・かん水施設の導入支援

②面積維持拡大のための新植・改植支援

新植・改植苗木への補助

（2）儲かる愛媛ブランド産地支援

【対象】紅プリンセス等かんきつ、落葉果樹

①生産基盤強化のための整備・支援

◆意識啓発活動等の支援

ドローンの技能認証取得等

◆生産施設整備

高品質・高収量のために必要なハウス、かん水施設、防風防鳥ネット等の施設や改植、省力・低コスト化のために必要なモルタル、果樹棚、ドローン、加工向け栽培用の機械・設備等の整備

②紅プリンセス安定生産技術の実証等【県が事業を実施】

○す上がり・日焼けの発生軽減実証

○商標「紅プリンセス」侵害パトロール

○商標侵害案件の現地調査及び対抗措置

（3）集出荷貯蔵施設の整備支援

①庭先選果の省力化等のための整備・支援

◆集出荷に係る実証活動の支援

◆集出荷・加工施設整備

庭先選果の省力化や周年供給体制の強化のための集出荷貯蔵機械や加工施設の整備

（4）気象災害復興支援

①復旧・復興に必要な取組みの支援

農作業受託等に必要な備品・施設等の整備や復旧園地の早期成園化のための土づくり

②復旧園地の生産力強化施設整備

復旧完了園地での高品質生産に向けた施設整備支援

（5）県指導対策費

4 県補助率 1/3 以内

5 採択基準

ア 果樹農業振興計画、普及ビジョン又は果樹産地構造改革計画に即した事業内容であること。

イ 作付規模：3 ha以上、受益戸数：3 戸以上、受益面積：概ね 15a（改植は 2 a）以上
※復旧園地の生産力強化施設整備は受益戸数及び受益面積の要件の適用除外

※スマート農業のモデル的な取組等については地方局長が承認すれば要件の適用除外

ウ （3）のハード整備にあつては、費用対効果が見込まれるものであり、生産者（受益出荷農家）の所得向上につながる取組み（系統外事業者にも対応）であること

エ （4）気象災害復興支援にあつては、災害被災地区であること